

## 日本語版

【出入国在留管理庁からのお知らせ】(20231019)

10月20日(金)に山形市の山形県国際交流センターで在留資格の相談ができます。  
詳しくは、出入国在留管理庁ホームページを御覧ください。

URL：<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>

※登録情報の変更はこちら

(この URL は、登録者個人により異なるため、省略します。)

※登録の解除はこちら

(この URL は、登録者個人により異なるため、省略します。)

※登録情報の変更及び登録解除の URL は本日から 90 日間有効です。

有効期間を過ぎた場合、こちらから再発行願います。

[https://mail.isa.go.jp/m/ja\\_urlreissue](https://mail.isa.go.jp/m/ja_urlreissue)

※なお、本メールへのご返信はできませんので、ご了承ください。

出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞が関 1-1-1

03-3580-4111 (代表)

## やさしいにほんご版

【出入国在留管理庁（しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう）からのお知（し）らせ】（20231019）

10がつ20にち、きんようびに、山形市（やまがたし）のやまがたけんこくさいこうりゅうせんたーで、ざいりゅうしかくのそうだんができます。

くわしくは、出入国在留管理庁（しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう）ホームページをみてください。

URL：<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>

※登録（とうろく）したことを変（か）えたいときはこちら  
（このURLは、登録者個人により異なるため、省略します。）

※登録（とうろく）をやめるときはこちら  
（このURLは、登録者個人により異なるため、省略します。）

※変更（へんこう）と解除（かいじょ）のURLは今日（きょう）から90日間（にちかん）使（つか）うことができます。

使（つか）うことができる期間（きかん）を過（す）ぎたときは、こちらからもう一度（いちど）メールアドレスを入（い）れてください。

[https://mail.isa.go.jp/m/plja\\_urlreissue](https://mail.isa.go.jp/m/plja_urlreissue)

※このメールアドレスにメールを送（おく）ることはできません。

出入国在留管理庁（しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう）

〒100-8973 東京都（とうきょうと）千代田区（ちよだく）霞が関（かすみがせき）1-1-1  
03-3580-4111（代表（だいひょう））